

要介護認定を受けたまたは 所定の要介護状態になった場合

段階給付型介護保障特約016の場合



お支払い
できる場合

公的介護保険制度に基づく要介護1の 認定を受けた場合

▶公的介護保険制度に基づく要介護1以上に認定されているため、要介護1給付金をお支払いします。



お支払い
できる場合

常時寝たきりで、衣服着脱や入浴、食物の摂取が 自分ではできず、他人の介護を要する状態が 180日以上継続した場合

▶約款に定める要介護状態に該当し180日以上継続しているため、重度介護保険金をお支払いします。



お支払い
できない場合

入浴や食物摂取は自分でできるが、掃除などの日常生活の 一部に支援が必要で、公的介護保険制度に 基づく要支援2の認定を受けた場合

▶公的介護保険制度に基づく要介護1以上の状態、または約款に定める要介護状態に該当しないため、給付金をお支払いできません。

解説

- 段階給付型介護保障特約016では、公的介護保険制度に基づく要介護1・要介護2・要介護4以上の認定を受けたとき、または約款で定める要介護状態になられ180日以上継続したときに給付金や保険金をお支払いします。
- 要介護状態の詳細は約款をご確認ください。



- 「総合障害保障特約020」や「介護サポート年金特約017」など、ご加入の時期や特約によってお支払いの要件が異なりますので、詳しくは約款をご確認ください。